

## 止水板設置等助成事業の実施について

### 1 目的

総合的な水害対策の一環として、浸水被害の防止又は軽減を図るため、区民等が実施する止水板の設置に伴う経費について、区がその一部を助成することにより、止水板の設置を促し、水害から区民の生命と財産を守ることを目的とする。

### 2 助成事業の内容

#### (1) 助成対象者

- ①区内の建築物を所有または使用している区民及び法人
- ②区内マンションの管理組合

#### (2) 助成対象事業

- ①止水板設置工事及び設置するために必要な関連工事
- ②簡易型止水板（工事を伴わずに設置をすることができる止水板）の購入

#### (3) 助成金の額

- ①止水板設置工事及び関連工事に要した費用の2分の1とし、一つの建築物について100万円を限度とする。
- ②簡易型止水板の購入に要した費用の2分の1とし、一つの建築物について15万円を限度とする。

### 3 今後の予定

令和8年7月以降 助成金交付要綱制定  
～助成事業実施